

住宅改修保険給付対象についてよくある質問

(1) 手すりの取り付け

【質問1】転倒予防のため棚に手すりをつけることは可能か？

【回答1】動かせる棚の場合は「住宅」の改修にはあたらないため住宅改修として認められませんが、住宅に固定されている棚で倒れる可能性がない場合は保険給付対象として認められます。

【質問2】シャワーフック付き手すりやペーパーホルダー付き手すりは対象となるか？

【回答2】バリアフリーに関係のない機能のつく手すりは対象となりません。

(2) 段差の解消

【質問1】浴槽が深いいため、浅型の浴槽に交換することは段差解消として認められるか？

【回答1】認められます。ただし、浴室全体をユニットバスに変更する場合は浴槽部分の費用を按分して見積書を提出する必要があります。

(3) 滑りの防止及び移動の円滑化のための床又は通路面の材料の変更

【質問1】床材の加工は住宅改修の対象となるか？

【回答1】住宅改修の目的に則しているのであれば対象となります。

【質問2】階段に滑り止めをつけることは可能か？

【回答2】可能ですが、滑り止めをつける段数を明確にしてください必要があります。

(4) 引き戸等への扉の取替え・撤去

【質問1】戸車がつぶれてしまったため扉を取り換えることは可能か？

【回答1】劣化による住宅改修は認められません。

【質問2】重い扉を軽い扉に変更することは可能か？

【回答2】住宅改修の目的に則しているのであれば認められます。

その他住宅改修保険給付対象に関するご質問がありましたら

明石市役所高齢者総合支援室給付係(Tel 078-918-5091)まで、ご相談ください。